

令和5年度第2回 美祢市立地適正化計画策定協議会

令和5年11月22日（水）

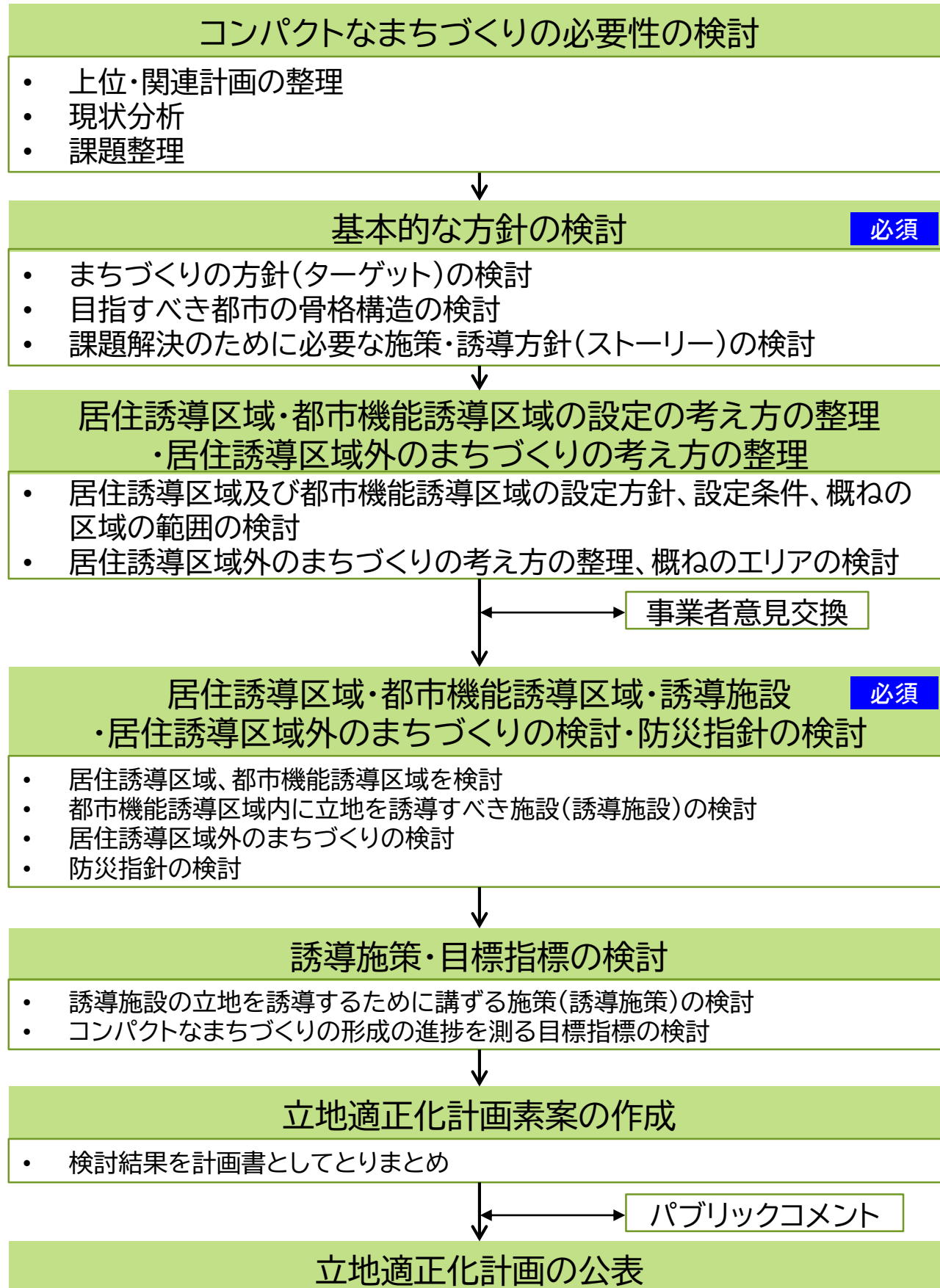
美祢市立地適正化計画の作成の進め方

検討手順

各種会議の開催予定・協議事項

令和4年度

令和5年度



- まちづくり検討委員会①【8/30】
- 策定協議会①【9/27】

 - 立地適正化計画の概要
 - 立地適正化計画で解決すべき課題
 - まちづくりの方針(ターゲット)
 - 目指すべき都市の骨格構造
 - 課題解決のために必要な施策・誘導方針(ストーリー)

- まちづくり検討委員会②【1/27】
- 策定協議会②【2/16】
- 都市計画審議会①【6/1】

 - 居住・都市機能誘導の基本的な考え方
 - 居住誘導区域、都市機能誘導区域の設定方針、設定条件、概ねの区域の範囲
 - 居住誘導区域外の基本的な考え方、概ねのエリアの検討

- まちづくり検討委員会③【6/7】
- 議会①【6/27】
- 策定協議会③【6/29】

 - 居住誘導区域
 - 都市機能誘導区域および誘導施設
 - 居住誘導区域外のまちづくり
 - 防災指針

- 今回会議 まちづくり検討委員会④【11/1】
- 策定協議会④【11/22】

 - 誘導施策、防災指針、目標指標

- 議会②【12月】
- パブリックコメント①【12~1月】
- 策定協議会⑤【1~2月】
- 都市計画審議会②【2月】
- 議会③【3月】

 - 計画素案

必須 : 立地適正化計画に記載する項目

1. 誘導区域・誘導施設の検討

- (1) 居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定
- (2) 居住誘導区域外の考え方
- (3) 誘導施設の設定

2. 誘導施策の検討

- (1) 誘導施策の体系
- (2) 誘導施策の検討
- (3) 届出制度

3. 防災指針の検討

- (1) 防災まちづくりの将来像、取組方針
- (2) 具体的な取り組み
- (3) 取り組みスケジュール

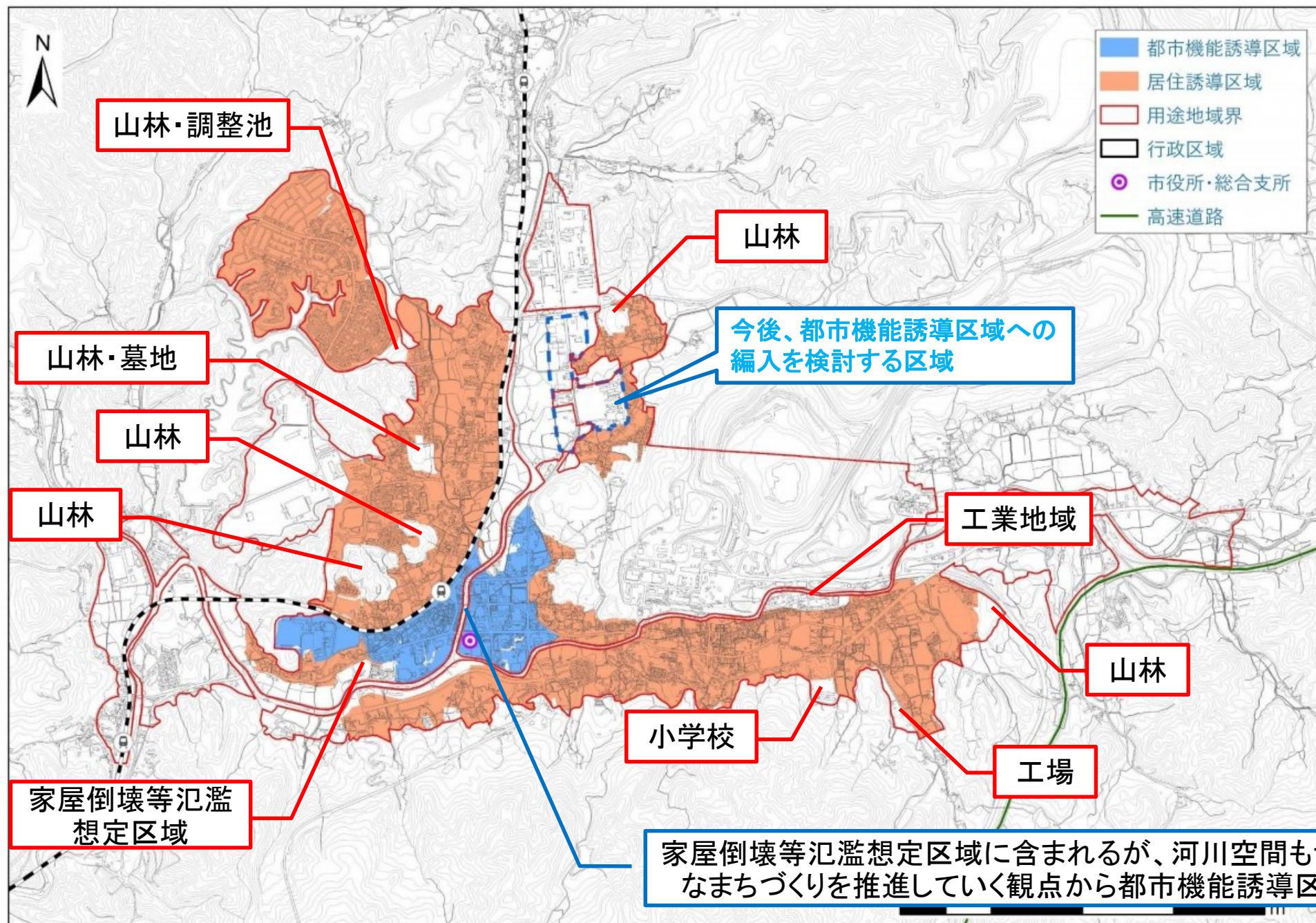
4. 目標指標の検討

- (1) 目標指標の設定
- (2) 計画の評価・見直し

1. 誘導区域・誘導施設の検討

(1) 居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定

- 美祢市における設定要件を基本とし、市街地としての一体性なども考慮しながら、道路・鉄道・河川などの“地形・地物”や用途地域界などで区域を明確に区分し、区域を設定した。
- 居住誘導区域の面積:346.5ha(用途地域の43.1%)
- 都市機能誘導区域の面積:51.6ha(用途地域の6.4%)



(2) 居住誘導区域外の考え方

1) 地域拠点エリアの考え方

■前提

- 美祢市の誘導区域設定の考え方では、秋芳地域、美東地域は対象外
- 立地適正化計画は、都市計画区域内が対象
→秋芳地域の一部と美東地域全域は都市再生特別措置法に基づく誘導区域や誘導施設の設定対象外

■現状

- 比較的人口が集積している地域が存在
- 中心部には、地域住民の生活を支える都市機能が立地
→既に地域拠点を形成

現在居住している市民の住環境や交通利便性を確保するおおよその範囲
＝「地域拠点エリア」を設定

■地域拠点エリアの考え方

- 地域住民等が往来・交流し、地域拠点を訪れれば日常生活の用事を済ませることができる場所
- 地域住民等の暮らしや地域活動での安全を担保するため、災害時に安全が確保できる場所
- 各地域拠点が担う役割等を踏まえて設定

秋芳地域が担う役割

美祢市の観光の玄関口

美東地域が担う役割

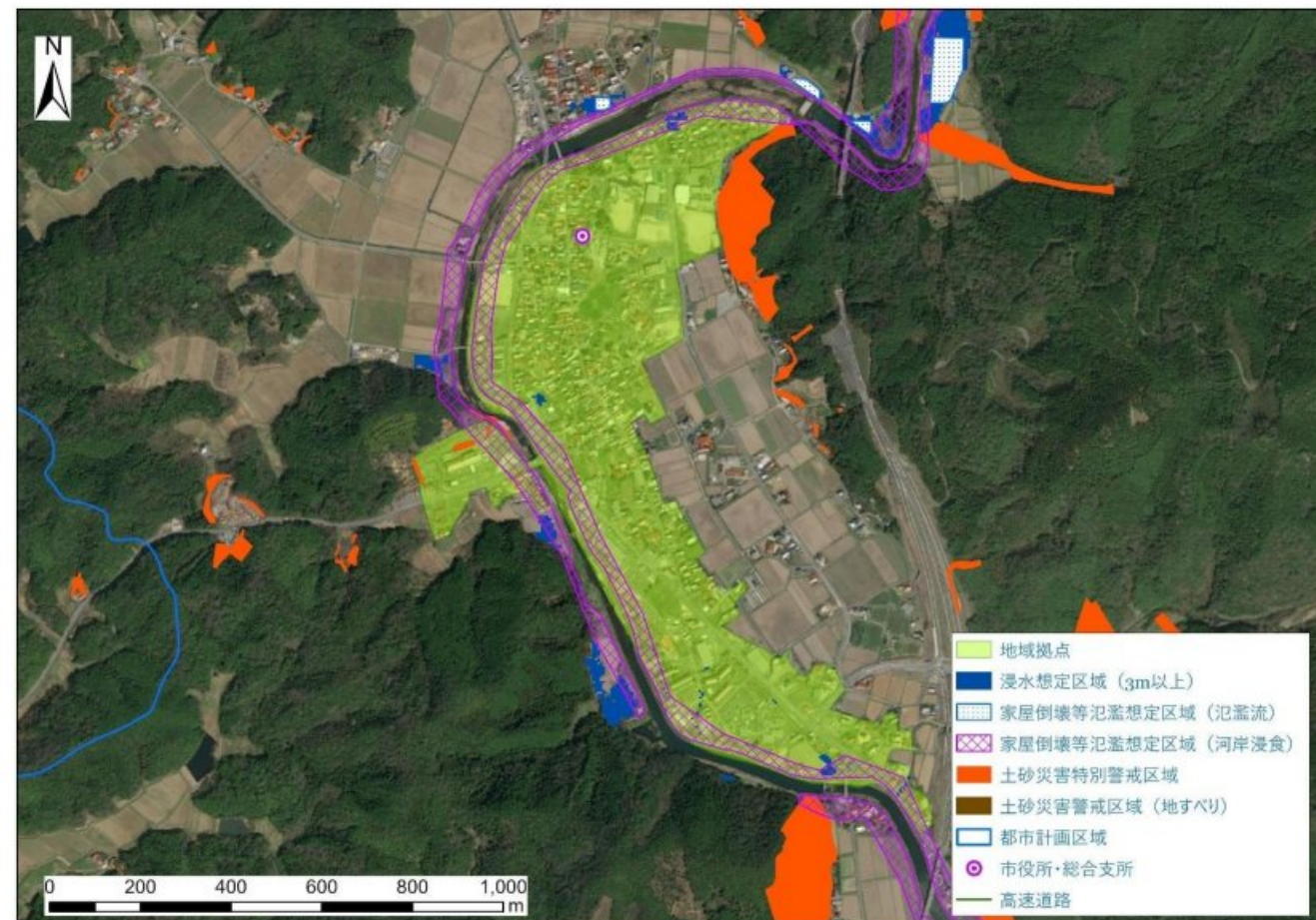
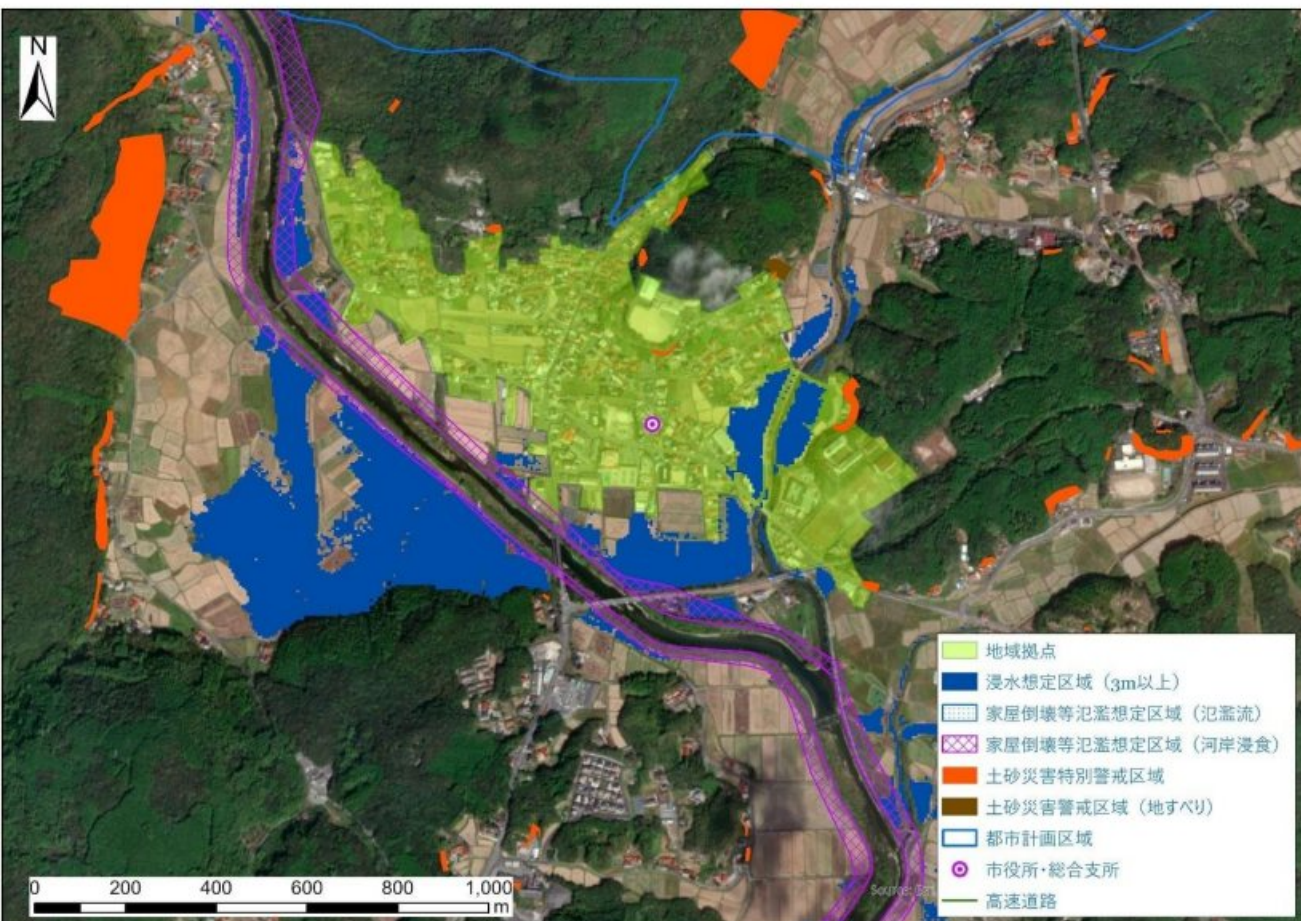
美祢市東部の圏域間交流のゲートウェイ

2) 地域拠点エリアの設定

- 人口密度、都市機能の分布、公共交通の観点で一定の要件を設定
- 居住誘導区域、都市機能誘導区域設定の考え方を踏襲し、災害リスクの高い区域(浸水深3m以上の区域、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流、河岸浸食)、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域(地すべり))を除外
 - ⇒ただし、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流、河岸浸食)については、誘導施設の立地は許容
- 市街地としての一体性なども考慮

■秋芳地域 地域拠点エリア

■美東地域 地域拠点エリア



(3) 誘導施設の設定

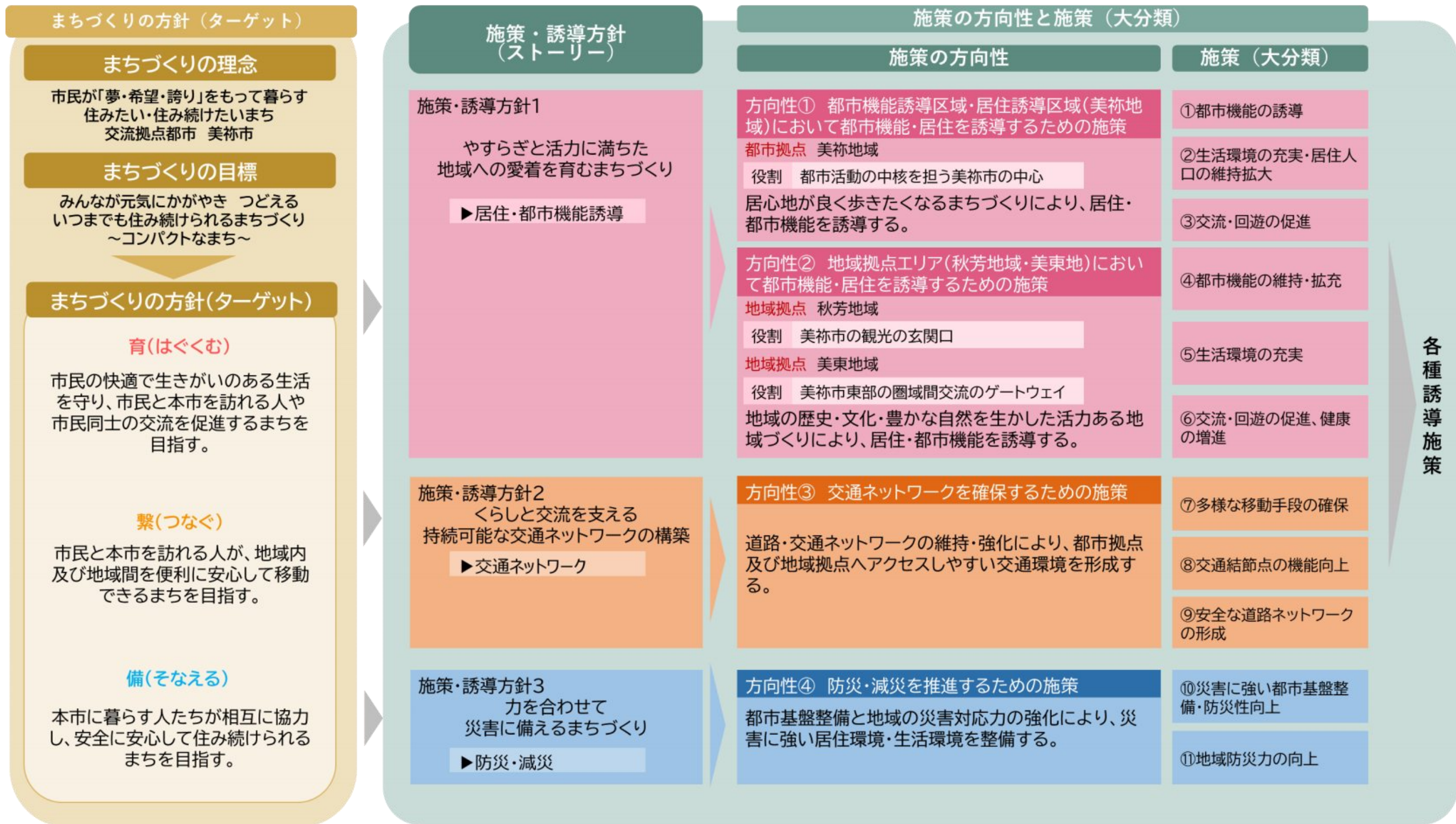
■美祢市における誘導施設

都市機能	誘導施設	都市機能 誘導区域	地域拠点 エリア	誘導施設の定義
行政機能	市役所	○	—	・ 地方自治法第4条に定める施設
	総合支所	—	○	・ 地方自治法第155条に定める施設
	消防防災センター	○	—	・ —
	県の出先機関	○	○	・ 地方自治法第156条第5項に定める施設 (警察署、消防本部、土木事務所など)
介護福祉 機能	地域包括支援センター	○	○※	・ 介護保険法第115条の46第1項に定める施設
	総合福祉施設	○	○	・ 社会福祉法第7条に定める社会福祉協議会 ・ 社会福祉法第14条第1項に定める福祉事務所
	保健センター	○	○	・ 地域保健法第18条第2項に定める施設
	子育て支援施設	○	—	・ 子育て世代の生活や文化・社会活動等を支援するための施設のうち、市全域からの利用を想定するもの
商業機能	大規模小売店舗	○	—	・ 大規模小売店舗立地法第2条第1項に定める店舗面積1,000㎡以上の施設のうち、日本標準産業分類で「総合スーパーマーケット」「食料品スーパーマーケット」に該当する施設
教育文化 機能	図書館	○	○	・ 図書館法第2条に定める図書館
	市民会館	○	—	・ 地方自治法第156条第5項に定める施設
	地域交流・生涯学習施設	○	—	・ 地域住民の相互の交流を促進するとともに、生涯にわたって社会教育、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動などを通じて学習を行うための施設のうち、市全域からの利用を想定するもの
公共交通 結節機能	交通拠点施設	○	○	・ 市内主要幹線から民間路線バス等のその他の複数の交通モードへの接続・乗り換えの主要結節点となる施設

※美祢東地域包括支援センター(秋芳)は美東も対象エリアに含む

2. 誘導施策の検討

(1) 誘導施策の体系



(2) 誘導施策の検討

1) 都市拠点エリア（美祢地域）に都市機能・居住を誘導するための施策

■施策①：都市機能の誘導

施策	具体的な施策(案)
施策①-1 高次の都市機能を有する施設の確保	<ul style="list-style-type: none">図書館、生涯学習施設、スポーツ施設の整備
施策①-2 既存の都市機能の充実・拡充	<ul style="list-style-type: none">美祢がんばる企業支援事業補助金事業持続化・継承等の相談窓口開設
施策①-3 利用されていない店舗等の活用	<ul style="list-style-type: none">美祢あきない活性化応援事業補助金
施策①-4 中心市街地の賑わい創出	<ul style="list-style-type: none">回遊しやすい道路・散策路の整備交流しやすい広場の整備集客スポット等の整備
施策①-5 都市計画制度の活用	<ul style="list-style-type: none">用途地域や容積率の緩和
施策①-6 公的不動産の効果的な活用	<ul style="list-style-type: none">図書館、消防等の跡地活用市民意見交換会の開催
施策①-7 届出制度の効果的な活用	<ul style="list-style-type: none">早期の情報収集届け出前の事前相談届出時の協議・要請
施策①-8 関係団体等に対する立地適正化計画の周知・連携促進	<ul style="list-style-type: none">都市構造再編集中支援事業に係る国との協議・調整
施策①-9 都市機能の施設整備に対する支援	<ul style="list-style-type: none">都市構造再編集中支援事業

■施策②:生活環境の充実・居住人口の維持拡大

施策	具体的な施策(案)
施策 ②-1 空き家等の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 美祢IJU促進事業 空き家活用推進事業 危険家屋除去推進事業
施策 ②-2 生活利便施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> 図書館・スポーツ施設等の整備 新スマート物流の導入に向けた社会実験
施策 ②-3 安心・安全に生活できる居住空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> 道路の整備・改良 休憩所・広場等の整備 危険エリアでの家屋解体と移転費用の支援
施策 ②-4 移住・定住の促進	<ul style="list-style-type: none"> 住居取得促進事業 市営住宅の建替え
施策 ②-5 届出制度の効果的な活用	<ul style="list-style-type: none"> 早期の情報収集、届け出前の事前相談 届出時の協議・要請
施策 ②-6 税制面の措置	<ul style="list-style-type: none"> 空き家活用推進事業
施策 ②-7 民間団体等に対する立地適正化計画の周知・連携促進	<ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画に係る情報発信 空家活用推進事業

■施策③交流・回遊の促進

施策	具体的な施策(案)
施策 ③-1 地域の交流を促進する場の充実	<ul style="list-style-type: none"> 写真撮影スポットの整備 イベント開催の支援 休憩スペースの整備
施策 ③-2 歩きたくなるまちなかの魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> 美祢駅から美祢さくら公園までの散策路・街路灯等の整備 建物外観・景観の統一

2) 地域拠点エリア（秋芳・美東地域）に都市機能・居住を誘導するための施策

■施策④：都市機能の維持・拡充

施策	具体的な施策(案)
施策 ④-1 都市機能を有する施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> 多目的広場・健康交流広場整備 浄化槽の設置支援
施策 ④-2 既存の都市機能の充実・拡充	<ul style="list-style-type: none"> バス停のトイレ等改修による待合環境の充実
施策 ④-3 利用されていない店舗等の活用	<ul style="list-style-type: none"> 店舗及び住宅のリノベーション支援
施策 ④-4 地域拠点エリアの賑わい創出	<ul style="list-style-type: none"> 回遊しやすい道路・散策路の整備 交流しやすい広場の整備 集客スポット等の整備
施策 ④-5 公的不動産の効果的な活用	<ul style="list-style-type: none"> 新総合支所整備にともなう跡地・グラウンド等の活用

■施策⑤：生活環境の充実

施策	具体的な施策(案)
施策 ⑤-1 空き家等の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 美祢IJU促進事業 空き家活用推進事業 危険家屋除去推進事業
施策 ⑤-2 生活利便施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ施設・交流広場、新総合支所の整備 新スマート物流の導入に向けた社会実験
施策 ⑤-3 安心・安全・快適に生活できる居住空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> 道路整備・改良 休憩所・広場等の整備 危険エリアでの家屋解体と移転費用の支援
施策 ⑤-4 移住・定住の促進	<ul style="list-style-type: none"> 新規の宅地整備 浄化槽の設置支援

■施策⑥:交流・回遊の促進、健康の増進

施策	具体的な施策(案)
施策 ⑥-1 地域の交流を促進する場の充実	<ul style="list-style-type: none"> 公共公益施設の跡地等を活用した広場整備 道の駅みとうの改修・機能向上
施策 ⑥-2 日常的な健康づくりを支える回遊性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 回遊ルート整備 案内サイン整備 街路灯の整備

3) 交通ネットワークを確保するための施策

■施策⑦:多様な移動手段の確保

施策	具体的な施策(案)
施策 ⑦-1 市内主要幹線の維持・利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> 主要幹線の増便 通勤・通学時間帯のダイヤ改正 美祢駅前広場の整備
施策 ⑦-2 補助的な公共交通手段の維持・利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> ジオタク運行区域拡大 予約システムの改善 民間バスのロケーションシステムの統一
施策 ⑦-3 新モビリティの導入検討	<ul style="list-style-type: none"> 新モビリティサービス実証事業

■施策⑧:交通結節点の機能向上

施策	具体的な施策(案)
施策 ⑧-1 美祢駅周辺の交通結節点としての機能向上	<ul style="list-style-type: none"> 美祢駅前交流広場の整備 待合環境の充実
施策 ⑧-2 主要なバス停における待合環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> バス停のトイレの整備・改修 新総合支所との複合化 待合場所の整備

■施策⑨:安全な道路ネットワークの形成

施策	具体的な施策(案)
施策 ⑨-1 幹線道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 道路整備、改良
施策 ⑨-2 生活を支える主要な道路の改良	<ul style="list-style-type: none"> 都市機能へのアクセス道路等の整備・改良

4) 防災・減災を推進するための施策

■施策 ⑩ : 災害に強い都市基盤整備・防災性向上

- 災害リスクの高い地域から災害リスクの低い地域へ居住を誘導し、被害が発生しない土地利用を推進
- 河川や道路等の整備・改良、避難所の確保等、災害に強い都市基盤整備を推進し、災害リスクを低減

■施策 ⑪ : 地域防災力向上

- 地域における避難牽引者の養成や避難所の運営に必要な情報の整理・周知等、避難体制の整備等を推進
- ハザードマップの更新・周知や市民に対する防災教育を継続的に実施



具体の取組は、防災指針における取組を推進

(3) 届出制度

- 都市再生特別措置法第88条および108条の規定に基づき、都市機能誘導区域外または居住誘導区域外において下記の開発行為や建築行為を行う場合や、都市機能誘導区域内において誘導施設を休止または廃止する場合には、これらの行為に着手する日の30日前までに行為の種類や場所などについて市長に届け出ることが必要となる。

■都市機能誘導区域に係る制度

【都市機能誘導区域外で届出の対象となるもの】

開発行為

- 誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為

建築行為等

- 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- 建築物の改築または建築物の用途を変更して、誘導施設を有する建築物とする場合

【都市機能誘導区域内で届出の対象となるもの】

休止・廃止

- 誘導施設を休止または廃止する場合

■居住誘導区域に係る制度

【居住誘導区域外で届出の対象となるもの】

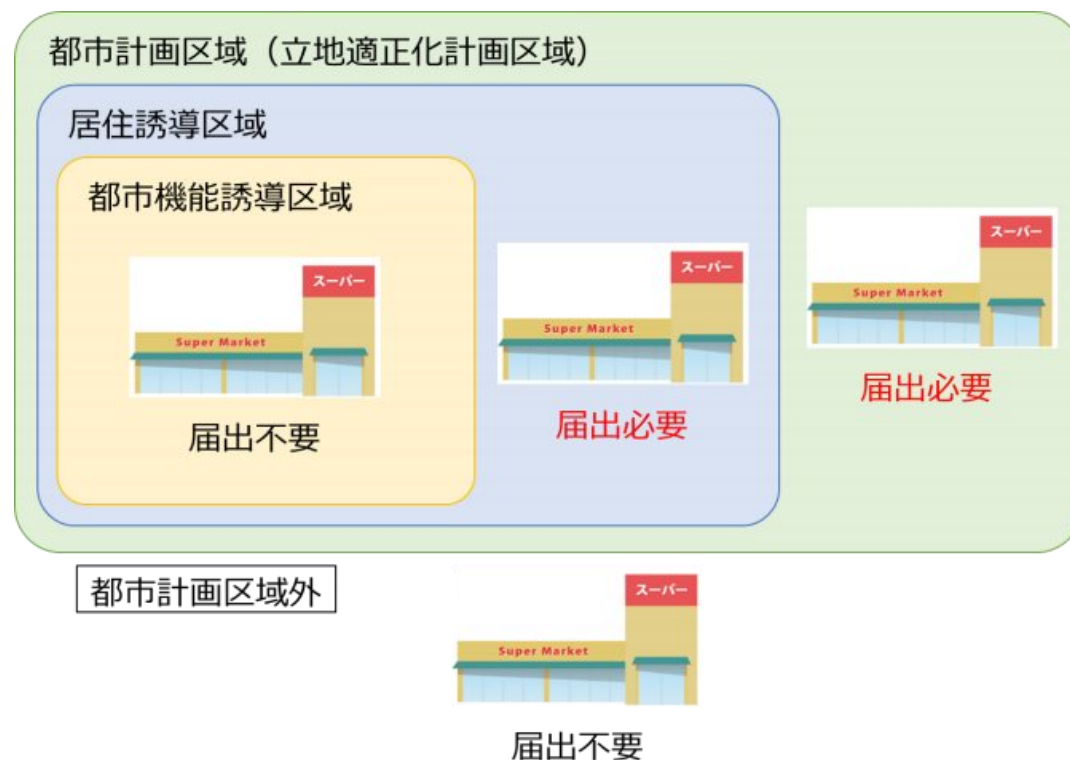
開発行為

- 3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為
- 1戸または2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡以上の場合

建築行為等

- 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- 建築物を改築または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

【例】大規模小売店舗(誘導施設)を新築する場合



- 届出の内容が、居住誘導区域や都市機能誘導区域における住宅や誘導施設の立地の適正化を図る上で支障があると認めるときは、都市再生特別措置法第88条及び第108条の規定に基づいて、市が届出者に対して開発規模の縮小や誘導区域内への施設立地等について勧告することがある。

■ 勧告・あっせん等の措置

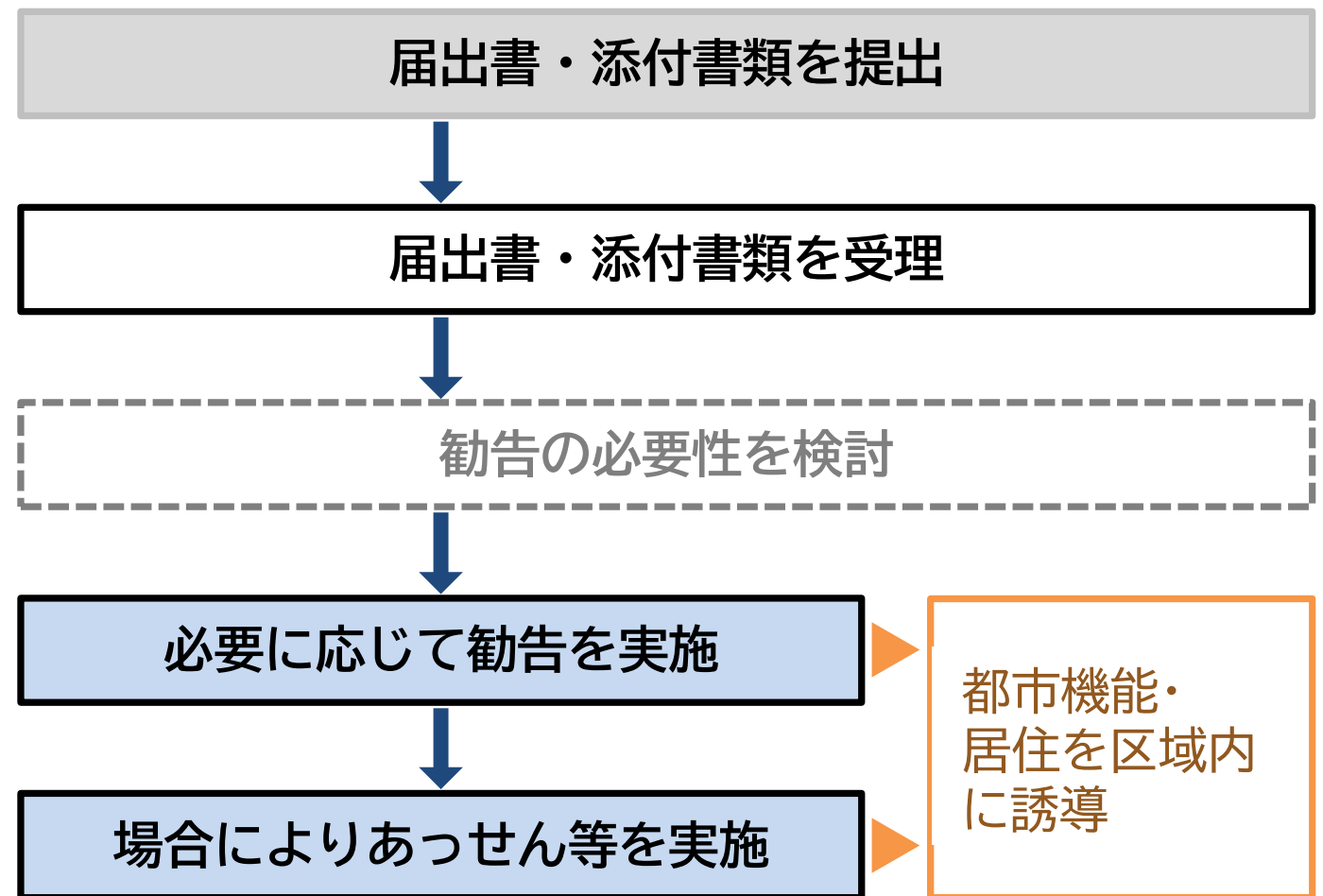
勧告にあたって、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対して、誘導区域内の土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を行うことがある。

■ 届出を怠る・虚偽の届出への対応

届出を怠った場合や、虚偽の届出をした場合には、都市再生特別措置法第130条第1項の規定に基づき、30万円以下の罰金に処する罰則が設けられている。

<届出の目的>

開発行為・建築行為の動向を市が事前に把握し、届出者や事業者に対し各種施策などの情報提供を行うなど、今後のまちづくりの取組に生かす。



3. 防災指針の検討

(1) 防災まちづくりの将来像、取組方針

- 防災・減災対策の推進に向けては、上位・関連計画との整合を図り、防災指針における将来像・取組方針を設定する。

■ 防災まちづくりの将来像

安全・安心に暮らすまちをつくる

出典:美祢市都市計画マスタープラン

■ 防災指針における対応方針 (ターゲット)

備(そな)える ~安心に住み続けられるまちへ~

《防災に関する目標》

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- ① 命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

出典:美祢市国土強靱化計画

《防災指針における取組方針》

- 災害リスクの回避
⇒災害時に被害が発生しないようにする(回避する)ための取組
- 災害リスクの低減
⇒【ハード】浸水対策や土砂災害防止のための砂防施設の整備等
⇒【ソフト】氾濫の発生に際し、確実な避難や経済被害軽減、早期の復旧・復興のための対策

出典:防災指針の検討について(国土交通省)

(2) 具体的な取り組み

- 地域防災計画、国土強靱化地域計画等の関連計画との整合を図りつつ、「災害リスクの回避」「災害リスクの低減」に必要なハード、ソフトの取組を推進する。

■取り組み①:洪水水害リスクに対する取り組み

取り組み	取り組みの内容
取り組み ①-1 災害リスクが高いエリアの居住誘導区域からの除外	<ul style="list-style-type: none">● 家屋倒壊等氾濫想定区域や垂直避難が困難になる可能性がある浸水深3.0m以上の区域は、居住誘導区域から除外
取り組み ①-2 河川の拡幅や護岸の整備等	<ul style="list-style-type: none">● 県や関係機関と連携し、河川改修や河川浚渫、河川管理施設の老朽化対策を推進
取り組み ①-3 内水対策の促進	<ul style="list-style-type: none">● 豪雨による浸水被害の未然防止や軽減・最小化のため、雨水排水施設の維持・管理と整備を推進
取り組み ①-4 浸水想定区域図やハザードマップ等の作成・周知	<ul style="list-style-type: none">● ハザードマップの作成・周知を行い、住民に対して災害情報を周知

■取り組み②:土砂水害リスクに対する取り組み

取り組み	取り組みの内容
取り組み ②-1 災害リスクが高いエリアの居住誘導区域からの除外	<ul style="list-style-type: none">● 土砂災害特別警戒区域(災害レッドゾーン)や土砂災害警戒区域(地すべりによるもの)は居住誘導区域から除外
取り組み ②-2 土砂災害対策の推進	<ul style="list-style-type: none">● 緊急性の高い箇所の対策施設の新設や老朽化対策を県と連携し推進● 急傾斜崩壊対策施設は県や関係機関と連携して老朽化対策を実施

■取り組み③:共通の取り組み

取り組み	取り組みの内容
取り組み ③-1 防災拠点となる公共施設等の強化	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等の耐震性の強化や消防施設の耐震化を促進 避難所や地域コミュニティ拠点の機能強化を図る
取り組み ③-2 防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育や避難・伝達訓練、防災関係者等による防災出前授業を実施し、防災意識を高め、自助・共助となる力の育成を図る
取り組み ③-3 避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 住民による自主的な避難所運営の体制を構築 地域における率先避難・呼びかけ避難体制づくり及び避難を牽引するリーダーの養成
取り組み ③-4 住宅・建築物等の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> 住宅や建築物等の倒壊被害等から市民を守るため、耐震化の普及啓発や耐震診断・耐震改修の支援を実施し、耐震化を促進
取り組み ③-5 多様な情報伝達手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> 適切な避難行動につながるよう、迅速かつ的確な防災情報の伝達に向け、多重化に努め、定期的な訓練を実施 情報の素早い収集・整理と効率的な利活用のため、必要な情報を災害対策本部で一元化して、関係機関で共有する仕組みづくり
取り組み ③-6 道路の防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時の緊急輸送路を確保するため、橋梁等の耐震補強、法面の防災対策、市街地における幹線道路等の整備促進 避難・救助活動、応急復旧活動等に備えて道路の防災対策を推進
取り組み ③-7 地域防災力の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> 各種ハザードマップや研修の開催等を通じて防災知識の普及・啓発を図る 市民や民間事業者等が参加する防災訓練を通じて平時から防災意識の醸成を図る 自主防災組織の活動の活性化や地区防災計画の作成を支援 自主防災組織の育成や消防団員の確保など防災の担い手づくりの取組を推進

(3) 取組スケジュール

- 防災・減災に係る具体の取組と、取組に関するスケジュールを以下に示す。スケジュールは目標年次に至るまで短期(概ね5年程度)、中期(概ね10年程度)、長期(概ね20年程度)の達成目標について設定する。

災害種別	実施主体	スケジュール			(参考) 令和6年度の主な取組予定
		短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)	
①-1 災害リスクが高いエリアの居住誘導区域からの除外	市	本計画の策定に合わせて実施			(美祢市：令和5年度に実施)
①-2 河川の拡幅や護岸の整備等	国・県・市	●—————→			山口県：厚狭川の改修 美祢市：普通河川の浚渫
①-3 内水対策の促進	国・県・市	●—————→			美祢市：令和5年度の専門家からの意見を踏まえて対応検討
①-4 浸水想定区域図やハザードマップ等の作成・周知	国・県・市	●—————→			山口県：水防法改正による伊佐川等の浸水想定区域図の作成 美祢市：洪水ハザードマップの作成、HP等による周知
②-2 土砂災害対策の推進	国・県・市	●—————→			山口県：老朽化した急傾斜地崩壊対策施設の再整備 美祢市：令和5年度に実施した別府地区の緊急的なかけ崩れ対策事業の検証
③-1 防災拠点となる公共施設等の強化	市・事業者	●—————→			美祢市：新本庁舎内に災害対策本部を設置
③-2 防災教育の推進	市	●—————→			美祢市：事業者向け防災訓練の実施
③-3 避難体制の整備	市・市民	●—————→			美祢市：地域防災計画等による避難体制の推進
③-4 住宅・建築物等の耐震化	市・事業者・市民	●—————→			美祢市：耐震診断・耐震改修の実施
③-5 多様な情報伝達手段の確保	市	●—————→			美祢市：災害対策本部の設置による防災情報等の一元化・発信
③-6 道路の防災対策の推進	国・県・市	●—————→			美祢市：橋梁の補修、都市計画道路渋倉伊佐線の整備
③-7 地域防災力の充実強化	市・事業者・市民	●—————→			美祢市：消防団の確保

4. 目標指標の検討

(1) 目標指標の設定

- 評価指標及び目標値は、まちづくりの方針(ターゲット)に掲げている、「育(はぐくむ)」に係る居住、都市機能、「繋(つなぐ)」に係る交通ネットワーク、「備(そなえる)」に係る防災・減災の4つの視点から設定する。

1) 居住誘導に関する評価指標及び目標値

- 居住誘導区域は、人口減少下にあっても一定の都市機能を維持できる人口を維持することが求められる。そのため、居住に関する進捗状況を評価するにあたって、居住誘導区域内の人口を指標として設定し、将来の目標値は現状を維持するよう設定する。

■ 施策による効果を検証する指標・目標値(居住誘導)

目標管理指標	基準値 令和2年度 (2020年度)	目標値 令和25年度 (2043年度)
居住誘導区域内の人口	4,909 人	4,909 人

(参考) 2020 国調人口 23,247 人 ⇒ 2040 将来推計人口 16,211 人

- 居住誘導区域内の人口は、国勢調査人口メッシュ(250m)による面積按分で算出

2) 都市機能に関する評価指標及び目標値

- 都市機能の誘導に関する進捗状況を評価するにあたって、都市機能誘導区域内への誘導施設の立地の状況を指標として設定し、将来の目標値は現状を維持するよう設定する。

■ 施策による効果を検証する指標・目標値(都市機能誘導)

目標管理指標	基準値 令和5年度 (2023年度)	目標値 令和25年度 (2043年度)
都市機能誘導区域内の誘導施設数	14 施設	14 施設

■ 都市機能誘導区域内に立地する誘導施設一覧

No	名称	住所
1	美祢市役所	美祢市大嶺町東分326-1
2	美祢消防防災センター	美祢市大嶺町東分1189-1
3	美祢警察署	美祢市大嶺町東分312
4	山口県宇部土木建築事務所 美祢支所	美祢市大嶺町東分3449-5
5	美祢市地域包括支援 センター	美祢市大嶺町東分326-1
6	美祢地域福祉センター	美祢市大嶺町東分320-1
7	美祢市保健センター	美祢市大嶺町東分345-1
8	ザ・ビッグ美祢店	美祢市大嶺町東分3469-1
9	ウエスタまるき美祢店	美祢市大嶺町東分293-1

No	名称	住所
10	ドラッグストアモリ美祢店	美祢市大嶺町東分287-1
11	美祢図書館	美祢市大嶺町東分281-1
12	美祢市民会館	美祢市大嶺町東分326-1
13	美祢市勤労青少年ホーム	美祢市大嶺町東分285-1
14	美祢駅	美祢市大嶺町東分

3) 交通ネットワークに関する評価指標及び目標値

- 交通ネットワークは、都市拠点と地域拠点、地域拠点間、各拠点と市内各地を結んでおり、今後も一定の利用を維持していくことが求められることから、1日当たりの公共交通利用者数を指標として設定し、今後も現状の公共交通利用者数を維持することとし、目標値は現状を維持するよう設定する。

■ 施策による効果を検証する指標・目標値(交通ネットワーク)

目標管理指標	基準値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和25年度 (2043年度)
1日あたりの公共交通利用者数	893 人	893 人

【参考】公共交通機関の1日あたり利用者数(美祢市地域公共交通計画における目標値)

公共交通機関	R3	R9
	1日あたり利用者数	1日あたり利用者数
民間路線バス	337人	547人
あんもないと号	165人	170人
ジオタク	56人	70人
JR美祢線 (各駅利用者数)	335人	435人
合計	893人	1,222人

4) 防災・減災に関する評価指標及び目標値

- 防災指針に示した取組方針、具体的な取組を踏まえ、今後立地適正化計画により災害危険性の高い区域から災害危険性の低い区域への誘導を進めていくことから、災害ハザード区域内に居住する人口の割合を指標として設定する。目標値は住宅等の建築が規制されるレッドゾーンに居住する人口の1割を区域外へと誘導することとし、目標値を設定する。

■施策による効果を検証する指標・目標値(防災・減災)

目標管理指標	基準値 令和2年度 (2020年度)	目標値 令和25年度 (2043年度)
災害ハザード区域に居住する住民の割合	6.3 %	6.1 %

- 災害ハザード区域:洪水浸水想定区域(L2)浸水深3m以上の区域、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流、河岸浸食)、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域(地すべりによるもの) $1,468人 \div 23,247人 = 6.3\%$
- レッドゾーン:土砂災害特別警戒区域 $(527人 \times 10\%) \div 23,247人 = 0.2\%$

(2) 計画の評価・見直し

- 本計画における施策・事業の取組状況を概ね5年ごとに評価し、必要に応じて立地適正化計画の見直しを行う。

■PDCAサイクル

